

令和8年度

保育所等（※）入所申込みのご案内

※・・・保育所（園）・認定こども園・地域型保育



筑後市PRキャラクター はね丸

【第1次申込み】

令和7年11月4日（火）～
11月28日（金）【期間厳守】

【第2次申込み締切】

令和8年3月10日（火）

記入例は13～14ページをご覧ください

【 も く じ 】

教育・保育給付認定について	・・・	P 1
保育の利用を必要とする要件	・・・	P 1
利用の流れ	・・・	P 2
申し込みに必要な書類	・・・	P 3
利用者負担額（保育料）について	・・・	P 5
保育所を退所するとき	・・・	P 7
教育・保育施設一覧	・・・	P 9
その他の保育サービス	・・・	P 11
入所申込書記入例	・・・	P 13



筑後市PRキャラクター パネコ・ボネコ

◇教育・保育給付認定について

保育所、認定こども園、地域型保育などの給付対象施設または事業を利用するためには、認定を受ける必要があります。認定には、次の3つの区分があります。

認定区分	内容	◆利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	教育標準時間	認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で、「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で、「保育の利用を必要とする理由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育

- ◆「保育標準時間」・・・保護者のいずれもが、就労などで月120時間以上の方。（最長11時間の利用時間）
- ◆「保育短時間」・・・保護者のいずれも、または、いずれかが、就労などで月60時間以上120時間未満の方。求職中及び育児休業中の方。（最長8時間の利用時間）

◇保育の利用を必要とする要件

保育認定（2号・3号）は、保護者全員が次のいずれかの要件に該当することが必要です。

保育の利用を必要とする要件	
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む（月60時間以上）
妊娠、出産	出産予定日の前2か月から出産日の後2か月
病気、障害	保護者の病気、負傷または心身の障害
介護、看護	同居または長期入院している親族などの介護・看護
災害復旧	地震・風水害・火災などの災害時における復旧の間
求職活動	求職活動または起業の準備（一世帯につき最高3か月間）
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む
虐待、DV	虐待やDVのおそれがあること
育児休業	育児休業取得中に、保育が必要な子どもがいること（ただし育児休業の対象となる子どもは除く） ※育児休業対象となる子どもは、職場復帰月の前月1日から入所申込み可能です。 例：6月復帰は5月より入所可能（4月10日までに申込み）
その他	上記に類する状態として市長が認める場合

- ◆教育標準時間認定（1号）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）が基本です。保育認定（2号・3号）の有効期間も3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）が基本ですが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までです。ただし、求職活動の場合は、3か月間が有効期間となります。

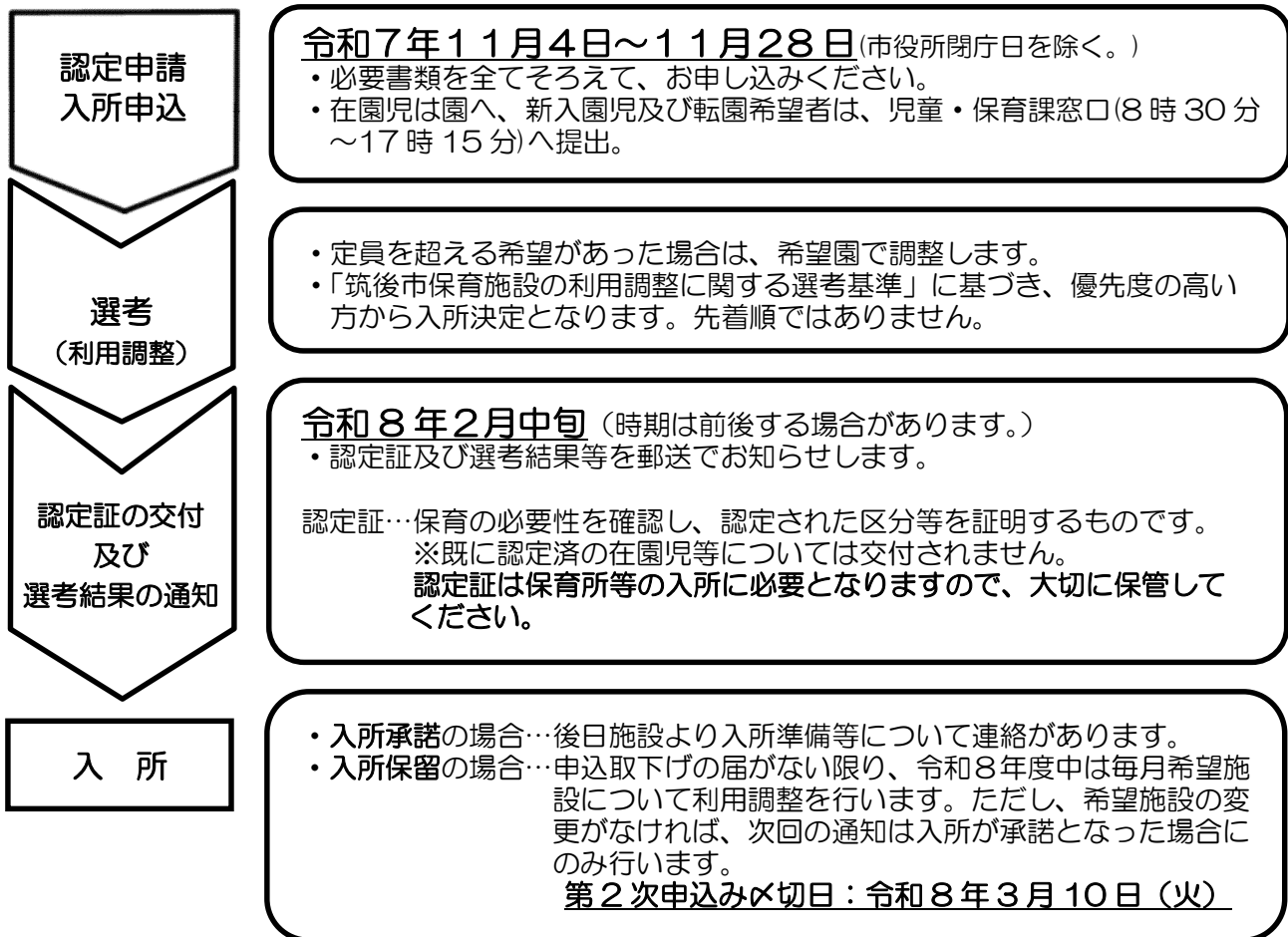
- ◆就労時間や事由に変更があった場合は、変更申請が必要です。

注意！！…変更内容が適用されるのは、原則、申請月の翌月からです。

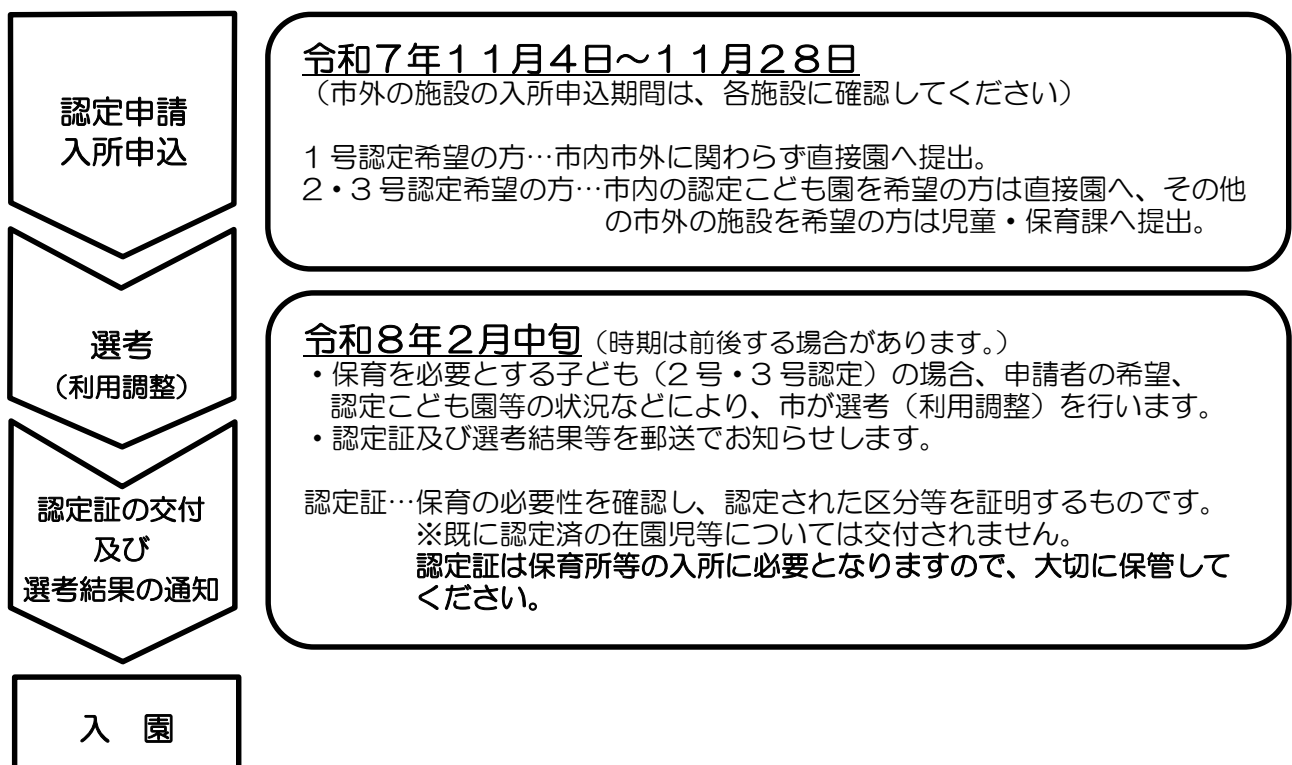
例：4月入所時、求職理由で短時間認定を受けた児童の保護者が、5月から月120時間の就労に変わられた場合、4月中に就労証明書を提出し認定内容変更の申請をすれば、5月から標準時間に変更できます。ただし、5月になって申請した場合、5月中は短時間のまま、6月からが標準時間での利用となります。

◇利用の流れ ～認定申請と利用申込について～

1 保育所、地域型保育の利用を希望する場合



2 認定こども園を利用希望の場合



◇申し込みに必要な書類

希望する認定区分によって必要な書類が変わります。



- 1 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（1号）
教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（2・3号）
- 2 保育の必要性を証明する書類
- 3 利用者負担額（保育料）を決定するための書類
- 4 重要事項チェックシート ※保育所等入所申請チェック票の裏（2・3号）
- 5 入所児童アンケート（2・3号）
- 6 その他（広域入所理由書 等）

1 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（1号、2号、3号すべての人）

入所を希望する児童1名につき1枚必要です。

2 保育の必要性を証明する書類（2号、3号のみ）

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を提出の際、保護者全員分について必ず提出してください。

すべてそろっていない場合は、受付できません。※下記書類は世帯につき1枚で対応可能です。

保育の利用を必要とする理由	必要書類（市指定様式）
会社等に勤務（パート、事業専従者、育休復帰者など）※内定者含む 自営業または家族従事者	就労証明書（勤務先に記載してもらう） ※押印は省略可能です。詳しくは記入要領をご確認ください。 自営業の場合は、就労証明書に加え、自営を証明できる書類（営業許可証・開業届等の写し等）も必要 （内職をしている人は内職証明書）
妊娠・出産（産前産後各2か月。引き続き育休をとる場合は別途手続必要）	保育施設入所理由申立書 母子健康手帳 【氏名と出産（予定）日が記載されたページの写し】
病気・障害	診断書または身体障害者・精神障害者・療育手帳（写し）
介護・看護をしている人	保育施設入所理由申立書 身体障害者・精神障害者・療育手帳（写し）、診断書、介護保険被保険者証（写し）のいずれか
求職（最高3か月間。仕事が決まれば延長）	保育施設入所理由申立書（仕事が決まったら速やかに就労証明書を提出してください）
就学	保育施設入所理由申立書 在学証明書または学生証の写し カリキュラム等（受講時間・日数がわかるもの）
育児休業	就労証明書 （育休期間・復職予定等の記載があること）

3 利用者負担額（保育料）を決定するための書類（以下に該当される方）

マイナンバーによる 照会ができない人	令和7年度 市区町村民税課税 （非課税）証明書	令和7年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。
令和6年中に海外で 収入のあった人	令和6年中の収入が わかるもの	例：海外勤務の場合、会社発行の給与支払報告書等。

◆市指定様式は、児童・保育課に準備しています。また、市ホームページでもダウンロードできます。

◆添付書類は、一度提出されると返却はできません。

◆申込書類に虚偽があった場合、入所（認定）を取消し、判明した時点で退所していただきます。

提出した書類の内容に変更がある場合は届出が必要です

- ・家族状況の変更（結婚、離婚、世帯員の変更等）
- ・就労状況の変更（退職、就職、転職、育児休業取得など）
- ・保育が必要な理由の変更（就労→求職、病気→就労、就労→介護、就労→出産など）
- ・退所（提出日以前にさかのぼって退所することはできません）
- ・市内での転居
- ・市外への転出（転出月までで退所となります）



マイナンバー関係書類（1号、2号、3号新規申込の場合）

申請書裏面に個人番号（マイナンバー）を記入してください。

※筑後市外に住民登録がある場合は、個人番号確認書類（マイナンバーカードの写し等）を添付してください。

4 重要事項チェックシート（2号、3号のみ）

入所とその後の手続きで、確認していただきたい重要なことを記載したものです。

必ず内容を確認いただき、すべての項目に☑したうえで提出ください。

5 入所児童アンケート（2号、3号のみ）

児童の様子（状況）を入所施設にお伝えするためのものです。

6 その他（広域入所理由書 等）

事情があり市外施設への入所を希望する場合の「広域入所理由書」など、各世帯の状況に応じて申込時に必要な書類があります。

◇利用者負担額（保育料）について

1 保育料の決定

- ・筑後市で定める利用者負担額(保育料)基準月額表に基づき、**保護者の市町村民税額**により算定します。
※ただし、保護者の収入合計が100万円未満の場合、同居の祖父母のうち市町村民税の高い方を家計の中心者とみなし、その方の市町村民税課税額を含めて、算定します。

保育料の切り替え時期は、毎年9月です。9月以降の保育料が変更になる場合、通知します（9月中旬頃）。変更がない場合、通知はありません。

※年齢は4月1日時点の年齢で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の市民税に基づく					令和8年度の市民税に基づく						

幼児教育・保育の無償化に伴い、下記の児童の保育料は無料になります。

★1号認定児童

★2号認定（令和8年4月1日現在で3歳以上の児童）

★3号認定（3歳未満の児童）で市町村民税非課税世帯

※2号認定児童について、年度途中で3歳になる児童は翌年度の4月1日から無料になります。

2 副食費の徴収について

- ・1号認定、2号認定の児童の給食費（主食費・副食費）は保育料から切り離され、引き続き保護者の方にご負担いただくことが原則となりますのでご注意ください。ただし、年収360万未満相当世帯の児童と第3子以降の児童については、副食費が免除されます。3号認定の児童については保育料に含まれます。

※免除対象者にのみ、市から通知が届きます。

※副食費の算定切り替え時期は、保育料の切り替え時期と同じく毎年9月です。

※施設によって徴収方法が異なりますので、詳しくは直接施設へご確認ください。

保育料及び幼児教育・保育の無償化については、筑後市のホームページをご覧ください。



保育料について



無償化について

3 保育料の支払い方法

★私立保育所・筑後市立保育所の利用者：市へ支払ってください。

◆口座振替◆

- ・振替日：毎月末日（12月のみ25日）※末日が土、日、祝日の場合は翌営業日
- ・取扱金融機関：福岡銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、筑邦銀行、九州労働金庫、筑後信用金庫、福岡八女農業協同組合、ゆうちょ銀行
- ・申込方法：「口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出してください。
（手続きに必要なもの・・・預貯金通帳、通帳の届出印）
「口座振替依頼書」は市内の金融機関と児童・保育課に準備しています。
- ・振替開始：金融機関の受付の翌月分から
ただし、ゆうちょ銀行については、毎月10日までの受付分が翌月分からの開始となります。（11日以降受付分は翌々月から開始）

※保育所に入所される児童1人ずつの手続きが必要です。

※一度手続きをされると、卒園まで手続きの必要はありません。

※振替ができなかった場合、再振替は行いませんのでご注意ください。

◆納付書◆

- ・年2回に分けて送付します。 4月～8月分：4月中旬、9月～3月分：9月中旬
- ・納期限：毎月末日（12月のみ25日）※土、日、祝日の場合は翌営業日
- ・納付場所：コンビニエンスストア、金融機関（福岡銀行、筑後信用金庫、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、筑邦銀行、福岡八女農業協同組合、沖縄県を除く九州内の郵便局及びゆうちょ銀行）、筑後市役所、スマートフォン決済

◆スマートフォン決済◆

- ・対応アプリ：PayPay、d払い、au PAY、FamiPay
- ・利用方法：①利用するアプリをスマートフォンにダウンロード・インストールする。
②インストールしたアプリから利用登録をする。
③アプリを起動し納付期限前の納付書に印字されているバーコードを読み取る。
④納付金額等の内容を確認し決済を行う。
※なお、アプリのお問合せはアプリのホームページでご確認ください。
- ・注意事項：★領収書は発行されません。アプリ内の履歴でご確認ください。領収書が必要な場合は金融機関やコンビニで納付してください。
★アプリ決済をした場合、筑後市での納付確認に2～3週間程度要します。
★アプリで行った取引を消すことは出来ません。二重納付にご注意ください。
- ・使用不可能な納付書：バーコードがない納付書、一枚あたりの金額が30万円を超える納付書、納付金額を訂正した納付書、破損等でバーコードが読み取れない納付書



★認定こども園、地域型保育、市外の公立保育所の利用者：各施設へ支払ってください。

4 保育料を滞納した場合

納付期限内に納付ができなかった場合、翌月 20 日（土、日、祝日の場合は直前の営業日）に督促状を発送します。

また、滞納が続いた場合は、口座振り込みの児童手当を児童・保育課での窓口支給とし、保育料を納めていただきます。また、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 6 項の規定に基づき財産及び給与等を差し押さえる場合があります。

◇保育所を退所するとき

転出等により保育所を退所するときは、退所月の 10 日までに児童・保育課へ「教育・保育施設退所届」を提出してください。原則、転出日の属する月末で退所となります。ただし、転出日が 1 日の場合は前月末で退所となりますのでご注意ください。



**令和8年度 保育所・認定こども園・小規模保育等
(2号・3号認定) にかかる利用者負担額(案)**

令和7年10月15日時点

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額		2号認定子ども (3歳以上児) 副食費
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定子ども(3歳未満児)		
		保育短時間	保育標準時間	
1	生活保護世帯	0	0	1～4A階層 副食費免除 ※第3子以降無料 (年齢上限なし)
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3(特)	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,700 (7,850)	16,000 (8,000)	
4(特)A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
4A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
4(特)B	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	4(特)B～8階層 副食費は 園へ支払い ※第3子以降無料 (就学前児童をカウント) 下記参照
4B	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	34,400 (17,200)	35,000 (17,500)	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	45,700 (22,850)	46,500 (23,250)	
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	47,200 (23,600)	48,000 (24,000)	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	49,200 (24,600)	50,000 (25,000)	

※税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※()内は第2子の金額です。第3子以降の保育料は無料となります。

※第3(特)・第3・第4(特)A・第4A階層に該当する場合は、保護者と生計を一にする子のうち1人目を第1子、2人目を第2子、3人目以降を第3子以降とします。(年齢に上限はなし)

※第4(特)B・第4B・第5・第6・第7・第8階層に該当する場合は、同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

※8月分までの保育料は令和7年度の市町村民税、9月以降の保育料は令和8年度の市町村民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、施設によって教材代・行事代などの実費徴収費が必要になる場合があります。

◇教育・保育施設一覧

※施設入所の前に、あらかじめ希望される園をご見学ください。（要予約）

施設名	所在地	電話番号 市外局番 0942	対象 年齢	利用 定員	保育標準時間（延長保育） 保育短時間	バス	制服
-----	-----	-------------------	----------	----------	-----------------------	----	----

◆保育所

ちくご 筑後保育所	長浜 2427	53-5406	0～5 歳児	120	7時～18時（19時） 8時～16時	—	—
あさひ保育園	和泉 102	53-7733		90	7時～18時（19時） 8時～16時	—	—
くすみ 楠の実保育園	西牟田 3463-1	53-7211		70	7時30分～18時30分（19時30分） 8時30分～16時30分	—	—
こうりん 幸輪保育園	徳久 86	53-0175		150	7時～18時（19時） 8時30分～16時30分	—	○
さくら 桜 保育所	蔵数 500-12	52-5093		100	7時～18時（19時） 8時～16時	—	—
はいぬづか 羽犬塚ナーサリー	羽犬塚 231-1	52-8855		120	7時～18時（19時） 8時30分～16時30分	—	○
ちくごふたかわ 筑後二川保育園	富重 355-2	53-6301		120	7時～18時（19時） 8時～16時	—	○
ひかり 輝 保育園	西牟田 6052-6	52-3082		90	7時～18時（19時） 8時～16時	—	—
ふなごや 船小屋保育園	尾島 789	52-7133		90	7時～18時（19時） 8時～16時	—	○
ふるかわ 古川保育園	溝口 1231	52-4308		60	7時～18時（19時） 8時～16時	—	○
まつばら 松原保育園	熊野 772	53-7583		150	7時～18時（19時） 8時～16時	—	○
みすたようじえん 水田幼児園	水田 64-4	53-2619		150	7時～18時（19時） 8時～16時	—	○
むくみ 棕の実保育園	馬間田 975-1	0944 63-6466		90	7時～18時（19時） 8時～16時	○	○

◆認定こども園

いすみ 和泉幼稚園	山ノ井 480-1	53-2866	0～5 歳児	247	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	○	○
ちくごちゅうおう 筑後中央幼稚園	久富 1190	53-7890		150	7時30分～18時30分（19時） 8時00分～16時00分	○	○
九州大谷幼稚園 （R8.4.1～移行予定）	蔵数 496-28	53-9883		120	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分	○	○

◆小規模保育（地域型保育）

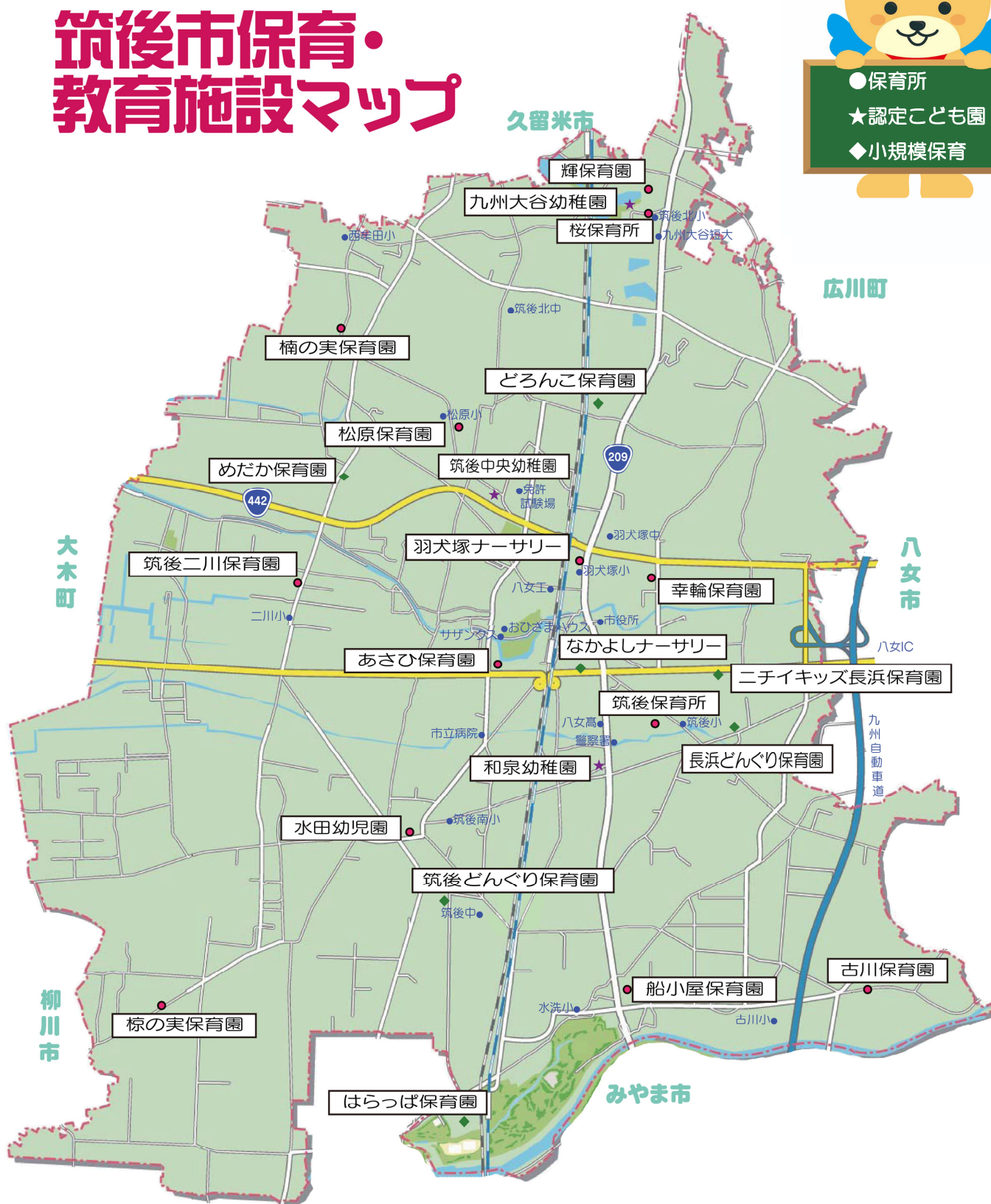
どろんご保育園 （連携：桜・輝）	熊野 1344-30	54-1937	0～2 歳児	12	7時～18時 8時30分～16時30分	—	—
なかよしナーサリー （連携：羽犬塚ナーサリー）	山ノ井 203-2	53-2555	0～1 歳児	12	7時～18時（19時） 8時30分～16時30分	—	—
めだか保育園 （連携：松原・筑後・和泉）	高江 720-3	65-8439	0～2 歳児	19	7時～18時（19時） 8時～16時	—	—
筑後どんぐり保育園 （連携：棕の実・船小屋）	水田 930-1	65-5443	0～2 歳児	19	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	—	—
はらっぱ保育園 （連携：棕の実・船小屋）	津島 977	65-8583	0～2 歳児	12	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分	—	—
ニチキッズ長浜保育園 （連携：九州大谷・筑後中央）	長浜 2237-1 大坪ビル 102	42-1771	0～2 歳児	19	7時30分～18時30分（19時） 8時～16時	—	—
長浜どんぐり保育園 （連携：水田・筑後）	長浜 559-1	48-1777	0～2 歳児	12	7時30分～18時30分（19時） 8時30分～16時30分	—	—
九州大谷ひまわりらんど （連携：九州大谷幼稚園）	蔵数 496-28	令和8年4月1日より認定こども園九州大谷幼稚園へ移行します。					

※連携とは…小規模保育施設卒園後の受入先として協定を締結している施設です。卒園児について、施設と協議のうえ優先的に入所選考を行います。

筑後市保育・ 教育施設マップ



- 保育所
- ★ 認定こども園
- ◆ 小規模保育



◇その他の保育サービス

1 日曜、祝日も仕事するとき

休日保育事業

日・祝日に保護者の仕事のため、家庭での保育ができないお子さんを筑後保育所の保育士がお預かりする事業です。利用するためには、事前に登録と予約が必要です。

- ◆保育日・保育時間◆ 日・祝日（12月31日～1月3日は除く）7：30～18：00
- ◆ 保 育 場 所 ◆ 筑後保育所（筑後市長浜 2427 番地）
- ◆ 利 用 手 続 き ◆ ①筑後保育所、児童・保育課窓口またはおひさまハウスで登録に必要な書類をもらう。
②筑後保育所に連絡し、面接日時を決める。
③登録に必要な書類を提出し、面接を受ける。
④利用日の申込みをする〔利用希望日の7日（日曜日、祝日を除く）前まで〕
- ◆ 利 用 料 金 ◆ 3歳未満 1日2,200円（5時間未満1,100円）
3歳以上 1日1,800円（ 〃 900円）
※昼食、お茶・ミルクは持参してください。
- ◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆ 筑後保育所 0942-53-5406

2 お子さんが病気するとき

病児一時預かり事業

生後3か月から小学生までのお子さんが病気の回復期等で、集団生活が困難であり、昼間家庭で保育できない場合に一時預かりを行う事業です。

～こんな時に利用できます～

- ・風邪をひいて、まだ園(学校)に行かせるのは心配
- ・下痢で、投薬しながら食事療法をしている
- ・水ぼうそう、おたふくかぜ等で、まだ登園(校)許可が出ていない など

- ◆ 場 所 ◆ 病児保育施設「ちっこハウス」（筑後市立病院よこ）
- ◆ 開 設 時 間 ◆ 月～土曜日（第3土曜を除く）8：00～18：00
日曜日、祝日、8/15、12/30～1/3は休み
- ◆ 利 用 手 続 き ◆ ①利用登録（年度内に1回）
②かかりつけ医に受診し、「連絡票」をもらう
③利用の前日または当日の朝に「ちっこハウス」へ電話
- ◆ 利 用 料 金 ◆ （福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金適用後）

居住地		金 額	
		一日利用	半日利用
県内	市内居住の方	0 円	0 円
	市外居住で市内へ通勤の方	1,000 円	0 円
	市外居住の方	2,000 円	0 円
県外	県外居住で市内へ通勤の方	3,000 円	1,500 円
	県外居住の方	4,000 円	2,000 円

※半日利用とは、午後1時00分までまたは午後1時00分以降の利用に限ります。

午後1時00分をまたいだ場合は、利用時間に関わらず一日扱いとなります。

※医療行為等にかかる費用は含まれません。

※食事、おやつは原則持参です。 ※ミルクは準備していませんので、持参してください。

- ◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆ ちっこハウス 0942-52-2577 受付時間：8：00分から18：00

3 子育て中に困ったとき

ファミリー・サポート・センター事業

子育ては、家族だけでは、大変な時も！そんな困った時に、援助する会員が子どものお世話や家事のお手伝いをする会員制のシステムです。

入会金無料、年会費無料、補償保険加入。みんなの力で楽しく子育てしませんか？

◆ 受 付 ◆ 月曜～金曜 8：30～17：15

◆ 利 用 手 続 き ◆ ファミリー・サポート・センターにて、依頼会員の登録手続きが必要

◆ 利 用 料 金 ◆

利用日時	利用料	助成金
平日・土曜（7：00～19：00）	1時間あたり500円	1時間あたり200円 （ひとり親300円）
平日・土曜の上記外の時間、日曜日	1時間あたり700円	1時間あたり300円 （ひとり親400円）

※市内居住の方は利用料から助成金を差し引いた金額を負担していただきます。

◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆ ちくごファミリー・サポート・センター

0942-53-3123 （子育て支援拠点施設 おひさまハウス内）

4 一時的に家庭での保育が困難となるとき

一時預かり事業

保護者のパート就労・職業訓練・就学・疾病・出産・災害・事故・看護・冠婚葬祭・育児疲れなどにより一時的に家庭での保育が困難となるお子様を保育施設でお預かりするものです。

実施施設	対象年齢	＜利用日数＞ お子様1人あたり 月14日以内	
どろんこ保育園	就学前まで	熊野 1344-30	☎54-1937
はらっぱ保育園	就学前まで	津島 977	☎65-8583
めだか保育園	3歳未満	高江 720-3	☎65-8439
筑後どんぐり保育園	3歳未満	水田 930-1	☎65-5443
ニチキッズ長浜保育園	3歳未満	長浜 2237-1 大坪ビル 102	☎42-1771
九州大谷幼稚園	3歳未満	蔵数 496-28	☎65-3789
利用料金	預かり時間・給食の有無により異なりますので、直接施設へお問合せください。 例）平日・5時間以上・給食あり（3歳未満）2,200円		

※その他、ぶどうの樹げんき塾、にじいろこども園筑後、あおぞら保育園（すべて企業主導型保育所）でも一時預かりを実施しています。預かり時間、利用料金、手続き方法等は施設へお問合せください。

【 ぶどうの樹げんき塾 ☎65-5336 】 【 にじいろこども園筑後 ☎64-9650 】

【 あおぞら保育園 ☎52-8870 】

◆ 予 約 ・ 問 合 せ ◆ 料金、申込等に関するお問合せは、利用を希望する施設へお願いします。

(2・3号認定用)

新規

受付印

【1ページ】
支給認定について教育・保育給付認定申請書兼
保育所（園）・認定こども園筑後市長 様（施設長 様）
次のとおり、施設型給付費・地域型
また、市が施設型給付費・地域型保
険料を、その情
況に応じて、4月入所の場合は認定事務
の調整の結果とともに2月以降にな文書通知の宛名
となる保護者

【申請日】

令和 7 年 11 月 24 日

保護者氏名（署名） 筑後 一郎

直筆で署名をお願いします。

印鑑は不要です。

保護者氏名（署名） 筑後 みどり

利用を希望する
認定区分☒ 2号（保育・3歳以上児）
☒ 標準時間 ☐ 短時間☐ 3号（保育・3歳未満児）
☐ 標準時間 ☐ 短時間1号認定
併願の有無☒ 無 ☐ 有
2号優先

児 童	フリガナ	チクゴ タロウ	性別	現在の保育状況	
	氏名	筑後 太郎	☒ 男 ☐ 女	☐ 家庭内保育 ☐ 産休・育児取得中 ☒ 保育施設等（ ☐ ☐ ☐ ☐ 園 ） ☐ その他（ ）	
	生年月日	R 2 年 4 月 1 0 日 （令和8年4月1日現在：5歳）	障害の有無	☒ 無 ☐ 有（身体 級・療育 A B・精神 級） ※特別児童扶養手当： ☒ 無 ☐ 有	
住 所		筑後市大字 山/井 898 はね丸ハイツ 22 号室			
別居の父母		福岡県久留米市〇〇町△△番地□□ ※児童と別居している保護者がいる場合はその住所を記入してください			
令和7年1月		父：□筑後市内 ☒ 市外（久留米 市・町・村） 筑後市内 ☒ 市外（久留米 市・町・村）	令和8年1月 1日現在の住所	父： ☒ 筑後市内 ☐ 市外（久留米 市・町・村） 母：□筑後市内 ☒ 市外（久留米 市・町・村）	

【9・10ページ】

施設一覧・マップ

施設（事業者）名 利用を希望する期間

利用を希望 する施設名	施設（事業者）名		見学	保育を必要とする理由	
	第1希望	〇〇〇〇保育園	☒ 有 ☐ 無	父	母
	第2希望	△△△△保育園	☒ 有 ☐ 無		
	第3希望	□□□□保育園	☐ 有 ☒ 無		
利用を希望 する期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで		※市記入欄		

【1ページ】

必要とする理由一覧

②世帯の状況（世帯分離等を含め、同居している人全員を記入してください。）

※別居している父母や、別居している生計が同一の子ども（例：離れて暮らす高校生や大学生など）がいる場合、
該当するすべての人を記入してください。保育料算定に関わる場合があります。

区分	氏 名	児童との 続柄	生 年 月 日	携帯電話番号	勤務先または 学校名等	備考
児 童 以 外 の 同 居 人	① 筑後 一郎	父	S61・10・11	090-1111-1111	(株)山/井	☐ 別居
	② 筑後 みどり	母	S63・12・22	090-2222-2222	はね丸病院	☒ 別居
	③ 筑後 弥生	姉	H27・6・20	-	〇〇小学校	☐ 別居
	④ 筑後 大輔	祖父	S35・1・1	090-3333-3333		
	⑤ 筑後 花子	祖母	S38・3・2	090-4444-4444		
	⑥ 筑後 いと	曾祖母	S15・11・30	-		
生活保護適用の有無		☒ 適用無し ☐ 適用有り（ 年 月 日保護開始）				
同居する障害者の有無		☐ 無 ☒ 有（氏名： 筑後 いと 手帳番号： 123456 号 等級： 3 級 ）				

R8.4.1 時点の情報を
ご記入ください。

(裏面)

③個人番号（マイナンバー）記入欄

個人番号 12桁を記入 してください。	児童本人	1	1	1	1	-	1	1	1	1	-	1	1	1	1																
	①	2	2	2	2	-	2	2	2	2	-	2	2	2	2	④	5	5	5	5	-	5	5	5	5	-	5	5	5	5	
	②	3	3	3	3	-	3	3	3	3	-	3	3	3	3	⑤	6	6	6	6	-	6	6	6	6	-	6	6	6	6	
	③	4	4	4	4	-	4	4	4	4	-	4	4	4	4	⑥	7	7	7	7	-	7	7	7	7	-	7	7	7	7	

<市町村記入欄>

表面「世帯の状況」の記載順に個人番号を記入してください。

例) ①欄「2222-2222-2222」⇒父(筑後一郎)の個人番号を記入

※筑後市外に住民登録がある場合は個人番号確認書類(個人番号カードの写し等)を必ず添付してください。

※市記載欄

入所の可否		入所期間	
☐ 可(年 月 日)		自 年 月 日	
☐ 否(理由)			
7年度市民税			円
8年度市民税			円
期 間			特記事項
月～			ひとり親・ 書・生保
月～			ひとり親・ 書・生保
月～			ひとり親・ 書・生保
月～			ひとり親・ 書・生保
月～			ひとり親・ 書・生保
備 考			
処 理			
・ ・ ・ ・			・ ・ ・
※施設記載欄			
受作			
施設(			
備考(市 等)			

記入不要

【問合せ】

筑後市 児童・保育課

TEL 0942-65-7017

FAX 0942-53-1589